

○国土交通省告示第千五十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十一の規定に基づき、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障のない構造方法を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十一の規定に基づき、同令第二百二十九条の七第四号の規定を適用しないことにつき昇降路について安全上支障がない乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

一 昇降路又はかごの出入口の戸が下げ戸又は上下戸である場合であつて、戸が開いた状態において、下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあつては、出入口の床先とかごの床先との水平距離から当該下げ戸の上端の部分の厚さ及び当該下げ戸と出入口枠のすき間（二枚以上の下げ戸が重なり合つて開閉する構造の昇降路又はかごの出入口の戸である場合

であつて、戸が開いた状態において、すべての下げ戸の上端が出入口の床先又はかごの床先と同じ高さになる場合にあつては、当該重なり合う下げ戸のすき間を含む。）を除いた長さが四センチメートル以下であること。

二 人又は物による衝撃により、安全上の支障となる損傷が生じない平板状の鋼板その他これに類するものを出入口の床先とかごの床先の間設けるものであること。

#### 附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。